

離婚届

平成 14 年 2 月 14 日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

(1) 氏名	夫 さっ ぼろ た ろう	妻 さっ ぼろ はな こ
	札幌 太郎	札幌 花子
生年月日	昭和 48 年 6 月 23 日	昭和 40 年 10 月 5 日
住所	札幌市厚別区厚別中央 番地 1 条 5 丁目 3 番 2 号	京都市北区小山初音町 番地 18 番 号
	世帯主の氏名 札幌 幸雄	世帯主の氏名 北海 春子
(2) 本籍	札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 3 番地 番	京都市北区小山初音町 18 番地 番
	筆頭者の氏名 札幌 太郎	筆頭者の氏名 北海 花子
(3) 父母の氏名 父母との続柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	夫の父 札幌 幸雄 続柄 長 男	妻の父 北海 忠治 続柄 長 女
	母 松子	母 春子
(4) 離婚の種類	協議離婚 年 月 日成立 調停 年 月 日成立 審判 年 月 日成立	和解 年 月 日成立 請求の認諾 年 月 日成立 判決 年 月 日成立
	婚姻前の氏に もどる者の本籍	夫 は もとの戸籍にもどる 妻 は 新しい戸籍をつくる
(5) 未成年の子の名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 札幌 桃子、札幌 一郎
(6) 同居の期間	平成 7 年 7 月 から 平成 14 年 1 月 まで (同居を始めたとき)	平成 14 年 1 月 まで (別居したとき)
(7) 別居する前の住所	札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 3 番地 番 2 号	
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
(10) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名押印	夫 札幌 太郎 印	妻 札幌 花子 印
事件簿番号		
	住 定 年 月 日	
	夫	.
	妻	.

字訂正
字加入
字削除

届出
印

婚姻中の氏で署名
押印してください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
本籍地でない役場に出す時は、2通または3通出してください(札幌市内に提出する場合は、1通で結構です。)
また、そのさい戸籍謄本または戸籍全部事項証明書も必要です。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき 調停調書の謄本
審判離婚のとき 審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき 和解調書の謄本
認諾離婚のとき 認諾調書の謄本
判決離婚のとき 判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名	乙川 孝助 印	丙山 竹子 印
押 印		
生 年 月 日	昭和 46 年 4 月 14 日	昭和 42 年 6 月 8 日
住 所	札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目	札幌市清田区平岡
	1 番地 1 号	1 条 1 丁目 2 番地 1 号
本 籍	札幌市豊平区平岸 6 条	東京都世田谷区若林
	10 丁目 1 番地 番	4 丁目 31 番地 番

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
には、あてはまるものにレのようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出された事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

日中連絡のとれるところ
電話(011) -
自宅 勤務先 呼出(方)

署名は必ず本人が自署してください。

印は各自別々の印を押してください。

届出人の印を御持参ください。

離婚によって、住所や世帯主が変わる方は、あらたに住所変更届、世帯主変更届の手続が必要となりますので、ご注意ください。
なお、離婚届と同時にこれらの届けを出すときは、住所、世帯主欄は、変更後の住所、世帯主を書いてください。
就業時間以外(土曜日、日曜日、祝日等)の住民異動届は受付できませんので後日届出ねがいます。